

第68回



定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年6月11日（水曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）

開催
場所

名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA
2階「瑞雲の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図を
ご参照ください。）

株式会社 **ヤマナカ**
証券コード 8190

電子提供制度の施行による発送物の変更について

従前書面でお送りしていました株主総会資料は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することになりました。お手数ですが、本招集ご通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。

本招集ご通知には、株主総会議案をご確認いただけるよう、株主総会参考書類の内容を記載いたしましたので、ご参照ください。

なお、書面交付請求をされた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を同封しております。

次回以降、書面での資料の送付をご希望される株主様は、基準日（3月20日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役等(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度の額および内容決定の件

インターネットまたは書面による議決権行使期限:
2025年6月10日（火曜日）午後6時まで

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第68回定時株主総会を2025年6月11日(水)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

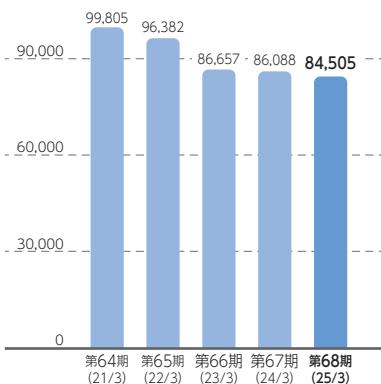
株主総会の議案および事業の概要につき申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2025年5月
代表取締役社長 中野 義久

【業績ハイライト(連結)】

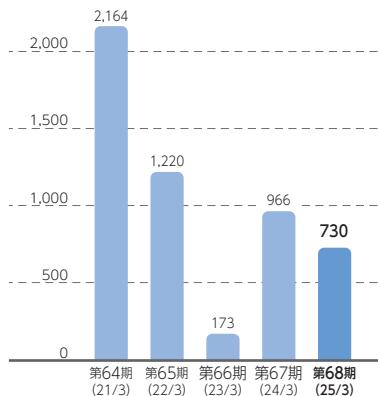
■ 営業収益(売上高+営業収入)

(百万円)
120,000



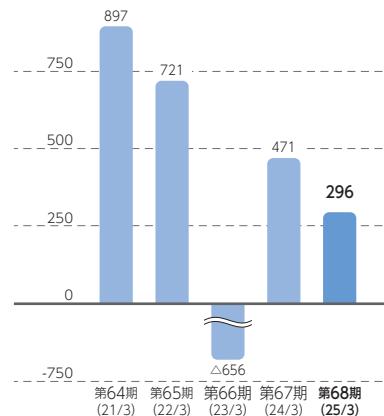
■ 経常利益

(百万円)
2,500



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)
1,000



当社グループは、2022年2月に創業100周年を迎え、次の100年に向けた成長戦略の基盤づくりのため、「企業理念」と「使命」を制定しております。

企業理念

- ① ヤマナカグループは、地域のお客様はじめすべての人たちの「健康」で「豊か」で「笑顔」あふれる「幸せ」な日常生活に貢献できることを目指します。そして、そのことがわれわれの「喜び」でもあり「幸せ」でもあると感じることができる企業グループを目指します。
- ② すべての従業員がヤマナカグループの一員であることに誇りを持って、「ヤマナカグループの主役」として自発的に生き活きと楽しく働き、やりがいと日々の成長を感じることができる企業グループを目指します。
- ③ ヤマナカグループは、常に世の中に新しい価値を生み出すことにチャレンジし、次の100年も地域になくってはならない身近な存在であり続けます。そして、地域の皆様から信頼され、地域とともに発展する企業グループとして、また、さまざまな取り組みを通じて地球環境にもやさしい企業グループを目指します。

◆概念図



◆「顧客価値を創造する」取り組みの循環図



使命

『顧客価値を創造する』

お客様にヤマナカグループの価値を認めていただくこと、ヤマナカで買い物をするに価値を感じていただくこと、そうした顧客価値を創り出すこと

企業行動憲章

1. 企業活動の基本姿勢

当社グループは、企業理念に基づきお客様に満足いただける品質、価値ある商品、安全かつ安心な商品、サービスなどお客様に喜ばれる販売活動を実施することにより地域社会の発展に寄与する。

2. 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、社会から信頼される企業を目指し、法令、社会通念および社内ルールを遵守し、良識ある企業活動を実践する。また、当社グループは、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは、一切係わらないこととする。

3. 情報の開示

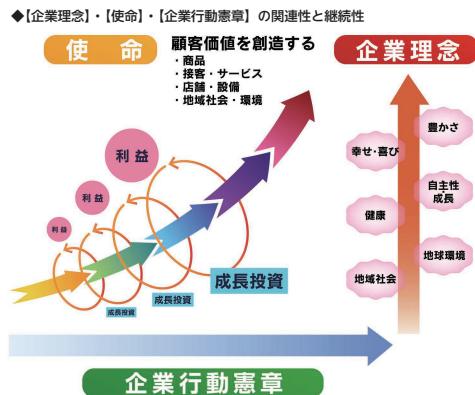
当社グループの定める開示ルールに基づき、必要な企業情報を公正かつ適時に開示する。

4. 地域環境への配慮

当社グループは、企業方針に基づき地球温暖化防止、資源有効利用などの環境問題に真摯に取り組み、地域社会との調和に努め、環境保全と地域社会発展が両立する継続的な活動をおこなうこととする。

5. 従業員の尊重

当社グループは、従業員の人格及び個性を尊重するとともに、職場環境の整備に取り組み、従業員がその能力を十分に発揮しうる健全な企業環境を確保する。



(証券コード8190)
2025年5月27日
(電子提供措置の開始日2025年5月20日)

株 主 各 位

名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1
株 式 会 社 ヤマナカ
代表取締役社長 中 野 義 久

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.super-yamanaka.co.jp/company/ir/shareholder/>



【名古屋証券取引所ウェブサイト】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



証券コードまたは銘柄名（会社名）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」に掲載されている情報を閲覧ください。

【株主総会ポータルサイト】

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLにアクセスしID・初期パスワードをご入力ください。

また、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。なお、事前に議決権をご行使される場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月10日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月11日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA 2階「瑞雲の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期(2024年3月21日から2025年3月20日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役等(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度の額および内容決定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。
- 本株主総会の決議ご通知は、株主総会后、当社ウェブサイト(アドレス <https://www.super-yamanaka.co.jp>)に掲載させていただく予定です。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

- 株主総会へ出席 ●

株主総会開催日時



2025年6月11日(水曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。

事前にご行使いただける場合

- 書面による議決権行使 ●

行使期限

2025年6月10日(火曜日)
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- インターネットによるご行使 ●

行使期限

2025年6月10日(火曜日)
午後6時00分行使分まで

株主総会ポータルサイト

<https://www.soukai-portal.net>

にアクセスし、議案に対する賛否をご登録下さい。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会  0120-782-031 (平日9:00~17:00)

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月10日（火）午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の1つとして位置づけ、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、第68期の期末配当につきましては、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 5円

総額 95,414,320円

これにより、中間配当金（1株につき5円）を含めた当期の年間配当金は、1株につき10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月12日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう変更案第34条を新設し、あわせて変更案第34条の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更につきましては、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(<u>自己の株式の取得</u>)	(削除)
<u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第12条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。	第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。
(新設)	2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって相談役をおくことができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>(相談役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって相談役を置くことができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条～第27条（条文省略）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 （条文省略）</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第26条～第27条（現行どおり）</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 （現行どおり）</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間で、当該取締役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>（監査役の数）</p> <p>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>（監査役の選任方法）</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2.<u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(剰余金の配当の基準日) 第 <u>39</u> 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月20日とする。	<u>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 <u>35</u> 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月20日とする。
(新設)	<u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月20日とする。</u>
<u>(中間配当)</u> 第 <u>40</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日を基準日として中間配当を行うことができる。	<u>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第 <u>41</u> 条 (条文省略)	(削除)
(新設)	第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	附則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第68回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	なかのよしひさ 中野義久	代表取締役社長 社長執行役員	再任
2	おおやまひでき 大山秀樹	取締役 専務執行役員 本部長	再任
3	なかのゆうすけ 中野雄介	取締役 専務執行役員 副本部長	再任
4	にわますみ 丹羽真清	取締役	再任 社外 独立

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1 再任	 <p>なか の よし ひさ 中 野 義 久 (1956年 5 月12日生)</p>	<p>1985年 3 月 当社入社 1990年 6 月 当社取締役 1992年 6 月 当社常務取締役 1994年 6 月 当社専務取締役 1996年 2 月 当社代表取締役副社長 1997年 5 月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)</p>	5,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 中野義久氏は、1997年以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者としての見識、豊富な経験と実績を有しております。スーパーマーケット事業に精通し、当社の経営全般を統括する最高責任者として適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2 再任	 <p>おお やま ひで き 大 山 秀 樹 (1962年 5 月 7 日生)</p>	<p>1986年 4 月 三菱商事株式会社入社 2009年 4 月 同社農産ユニット 米・青果物チームリーダー 2010年 5 月 株式会社神明専務取締役 2013年 2 月 三菱商事株式会社中部支社生活産業部長 2014年 6 月 アルビス株式会社専務取締役 2017年 5 月 当社入社 2017年 6 月 当社専務取締役 2020年 9 月 当社取締役 専務執行役員 本部長 (現任)</p>	6,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 大山秀樹氏は、総合商社において培った豊富な経験と知識、高い能力と見識に加え、スーパーマーケット事業の企業経営に関する経験と実績を有しております。当社においては取締役専務執行役員として本部を統括し、今後も本部の責任者として営業戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3 再任	 <p data-bbox="269 450 515 526"> <small>なか の ゆう すけ</small> 中野 雄 介 (1984年 5 月14日生) </p>	<p>2014年 2 月 当社入社</p> <p>2015年 2 月 当社商品部デリカ部門バイヤー</p> <p>2016年 3 月 当社開発部課長</p> <p>2018年 3 月 当社営業戦略課長</p> <p>2019年10月 当社松原店店長</p> <p>2020年 9 月 当社エリア店長兼松原店店長</p> <p>2021年 9 月 当社商品・販売促進ユニット長</p> <p>2022年 6 月 当社執行役員企画ユニット長</p> <p>2024年 3 月 当社執行役員企画ユニット長兼 企画チームリーダー</p> <p>2024年 6 月 当社取締役 専務執行役員 副本部長 (現任)</p>	19,100株
<p>【取締役候補者とした理由】 中野雄介氏は、当社各部署の経験を積み、その高い能力と見識に加え、当社の業務全般に精通しております。業務に精通した立場から当社経営に関する戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
<p>4</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>に わ ま す み 丹 羽 真 清 (1956年 1 月 7 日生)</p>	<p>1978年 4 月 チタカ・インターナショナル・フーズ株式 会社入社</p> <p>1999年11月 デザイナーフーズ株式会社代表取締役社長</p> <p>2004年 6 月 デリカフーズ株式会社(現デリカフーズホ ールディングス株式会社)取締役</p> <p>2013年 4 月 同社代表取締役社長</p> <p>2017年 2 月 同社取締役(未来創造最高役員)</p> <p>2020年 3 月 デザイナーフーズ株式会社顧問</p> <p>2020年 7 月 当社社外取締役(現任)</p> <p><重要な兼職の状況></p> <p>一般社団法人食と農の生命科学研究会 代表理事</p> <p>公益財団法人日本ヘルスケア協会理事</p> <p>一般社団法人日本アマニ協会理事</p> <p>株式会社アグリガーデンスクール&アカデ ミー取締役</p> <p>公益財団法人ヤンマー資源循環支援機構理 事</p> <p>一般社団法人プラネタリーヘルスイニシア ティブ理事</p>	<p>1,300株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>丹羽真清氏は、「食と健康」の分野に精通し、かつ会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。食の専門家としての経験や知識を活かし、独立した立場から経営全般に提言または助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンス体制を強化するために適任であると判断し、社外取締役候補者としております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、公正で透明な委員会運営を主導するとともに、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。選任後は、会社経営者として「食や健康」の分野の豊富な経験と幅広い知識に基づく、経営的視点からの監督とアドバイスを期待しております。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 丹羽真清氏は、社外取締役候補者であります。
3. 丹羽真清氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年11か月となります。
4. 丹羽真清氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 丹羽真清氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、丹羽真清氏が再任された場合、当社は丹羽真清氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行しますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 新任	 <p> <small>さ さ お き よ た か</small> 笹尾清隆 (1964年7月25日生) </p>	1987年3月 当社入社 2005年8月 当社アルテ新舞子店長 2017年3月 当社店舗運営部第4ブロック長 2017年10月 当社販売促進部門部長 2018年6月 当社執行役員店舗運営部長 2022年6月 当社執行役員統括店長 2023年9月 当社執行役員特命担当 2024年6月 当社監査役(現任)	3,520株
<p> 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 笹尾清隆氏は、当社において長年にわたり店舗運営部門の責任者を務め、当社の業務全般に精通しております。また、スーパーマーケット事業に対する豊富な経験と実績、高い専門性を有しており、業務に精通した専門的な立場から当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。 </p>			
2 新任 社外 独立	 <p> <small>よ こ い よ う こ</small> 横井陽子 (1970年9月6日生) </p>	1992年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2000年6月 横井公認会計士事務所開設(現任) 2004年7月 栄監査法人入所 2011年5月 栄監査法人代表社員就任(現任) 2019年6月 当社社外監査役(現任) 2023年7月 株式会社ナ・デックス社外監査役(現任) <重要な兼職の状況> 横井公認会計士事務所 所長 栄監査法人 代表社員 株式会社ナ・デックス 社外監査役	一株
<p> 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 横井陽子氏は、公認会計士・税理士としての財務および会計に関する専門知識と企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識、女性ならではの視点を活かし、客観的、中立的な立場から監査を実施していただくことで、当社の監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 </p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3 新任 社外 独立	 おく や ひろ ゆき 奥 谷 浩 之 (1968年 9 月 6 日生)	1990年10月 中央新光監査法人入所 2007年 8 月 あずさ監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入所 パートナー就任 2010年 7 月 同法人名古屋事務所 企業公開部部长就任 2016年 7 月 同法人企業成長支援本部 名古屋統轄パー トナー就任 2023年 6 月 トヨタ車体株式会社 社外監査役 (現任) 2023年 7 月 奥谷公認会計士事務所開設 代表 (現任) 2024年 6 月 当社社外監査役 (現任) 2025年 3 月 株式会社八神製作所 社外監査役 (現任) <重要な兼職の状況> 奥谷公認会計士事務所 代表 トヨタ車体株式会社 社外監査役 株式会社八神製作所 社外監査役	100株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p>奥谷浩之氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門知識と企業会計に関する豊富な経験と優れた能力、見識を有しております。その豊富な経験と高い見識を活かし、当社の監査等委員である社外取締役として、客観的、中立的な立場から監査機能およびコーポレートガバナンス体制の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者は、新任候補者であります。各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横井陽子氏および奥谷浩之氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 横井陽子氏は、現在当社の社外監査役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
奥谷浩之氏は、現在当社の社外監査役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 横井陽子氏および奥谷浩之氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 横井陽子氏および奥谷浩之氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、両氏が選任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役の専門性と経験

本定時株主総会終結後の取締役（予定）に期待する知見・経験は、次のとおりであります。

取締役		取締役に期待する知見・経験							
		経営全 般・経営 戦略	事業戦 略・新規 事業開発	サステナ ビリティ	ガバナン ス	リスクマ ネジメン ト・法務	人材育成	DX	財務・会 計
中野義久	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○	○	○	○		
大山秀樹	取締役 専務執行役員	○	○		○	○	○	○	○
中野雄介	取締役 専務執行役員		○	○		○	○	○	
丹羽真清	社外取締役	○		○	○			○	
笹尾清隆	取締役 常勤監査等委員				○	○			
横井陽子	社外取締役 監査等委員	○			○	○			○
奥谷浩之	社外取締役 監査等委員	○			○	○			○

(注) 上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月15日開催の第48回定時株主総会において、年額170百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額170百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額および支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、電子提供措置事項に掲載の事業報告45頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする等の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬としての基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。現在の取締役4名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行しますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額45百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額および支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額および内容決定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2016年6月14日開催の第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）および当社子会社の代表取締役を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただいております。その後、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、2021年6月16日開催の第64回定時株主総会において、本制度に係る報酬枠を改めて設定する旨のご承認をいただき（以下、上記2021年6月16日開催の第64回定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）、さらに2024年7月10日開催の取締役会において、執行役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動制をより明確化することにより、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の対象者に当社の執行役員を追加することを決議し、今日に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、原決議による本制度に係る報酬枠を廃止するとともに対象者の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、原決議同様、

対象取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（電子提供措置事項に掲載の事業報告45頁をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」でご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額（年額170百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は3名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる当社の取締役は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社および当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2016年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株

式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

当社は、2016年3月20日で終了した事業年度から2018年3月20日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期対象期間」といいます。）およびその後の各次期対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の対象取締役への給付を行うための株式の取得資金として、87百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式125,000株を取得しております。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は次期対象期間ごとに130百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり76,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は228,000株となります。

(6) 対象取締役に給付される当社株式等の数の上限

対象取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は76,000ポイント（うち、当社取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は61,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認

いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

また、対象取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(76,000株)の発行済株式の総数(2025年3月20日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.39%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のとおりに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合および当該対象取締役に対象取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

対象取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、対象取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合にお

いて、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以 上

事業報告

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いている一方、資源価格や原材料価格の高騰、円安による物価の上昇、世界情勢の緊迫化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

食品小売業界におきましては、エネルギー価格や物流コストの高騰、相次ぐ食品の値上げによる物価上昇や実質賃金の減少による節約志向が依然として継続するとともに、最低賃金の上昇により人件費全体が高騰し、厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のなか、持続的成長を確かなものにする為に、2027年3月期までの中期3カ年計画として「戦略の3本柱」を策定し、①既存ビジネスモデルの進化、②経営効率の向上、③イノベーションの創造に取り組んでおります。

既存ビジネスモデルの進化では、「勝ちパターンの横展開・経営資本の傾斜配分」を掲げ、生鮮強化型モデルを磨き上げ収益拡大店舗に経営資本を傾斜し、更なる進化を図ります。

また、店舗全体の接客・接客向上を目指し全従業員でお客様をお迎えできるよう、「ヤマナカ接客・接客コンテスト」などを開催し、店舗従業員教育の取り組みを推進しました。さらに、各メーカーの協力のもと従業員向けの商品勉強会を開催し、サービスレベルの向上を図りました。

経営効率の向上では、つねに価値観のある商品を販売するとともに、従業員の能力開発による多能化で生産性の向上を進めます。

また、タレントマネジメントシステムを活用し、的確な人材配置や人材育成支援、従業員の目標管理など人材管理の効率化を行いました。



フランテロゼ白壁 外観



フランテロゼ白壁 売り場

イノベーションの創造では、新たなチャレンジに経営資本を傾斜し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。フランテロゼ白壁の移転リニューアルに伴い、新フォーマットでの店舗出店を行いました。改装店舗ではスマホの位置情報を使ったデータマーケティングを積極的に活用し、お客様のニーズにあった売場作りを行いました。

また、デジタル技術を活用してビジネスモデルの変革をもたらすために、デジタル人材の採用を行いました。

「ヤマナカ公式アプリ」の新規会員獲得やアプリクーポン、予約販売などの販促施策強化により需要喚起に努めました。また、お客様の多様な決済ニーズへの対応や利便性向上のため、2024年11月にQR/バーコード決済を全店舗に導入いたしました。

店舗施策におきましては、2024年6月に西枇杷島店（愛知県清須市）、7月に高横須賀店（愛知県東海市）、9月に新安城店（愛知県安城市）、10月にフランテロゼ八事（名古屋市天白区）と日比野店（名古屋市熱田区）、2025年3月にフランテロゼ白壁をリニューアルしました。特にフランテロゼ白壁については、食を通じて「潤いとおいしさを提供する店舗」をコンセプトに商品や接客に徹底的にこだわった「フランテロゼ」ブランドの店舗として、一層魅力ある商品を取り揃えて移転リフレッシュオープンしました。

次に、商品施策におきましては、当社の加工センターを活用した生鮮食品販売強化に加えて、“ヤマナカ・フランテならではの商品”の開発・強化に継続して取り組み、多数の商品を販売しました。また、子会社のプレミアムサポート株式会社と当社に在籍する管理栄養士・栄養士の資格をもった従業員が協力して監修するお弁当や惣菜の販売や、子会社のサンデイリー株式会社で製造した自家炊飯米を使用した弁当や寿司・惣菜を製造するなど、グループ各社と連携して取り組んでおります。



管理栄養士・栄養士監修
「野菜を食べる豆腐ハンバーグ弁当」



管理栄養士・栄養士監修
「十八穀ご飯と大豆ミートハンバーグの野菜ロコモコ」

販売施策におきましては、バイヤーが厳選した商品の中で、購入点数が最も多かった商品を公約価格で販売する「バイヤー厳選商品総選挙」や、バイヤーが厳選した商品の販売数量No.1の人気商品を決める「Yama1グランプリ・Frante1グランプリ」を行うなど、お客様と従業員が一体となって店舗を盛り上げるお客様参加イベント型販促を実施し、“ヤマナカ・フランテならではの商品”の拡販に努めました。

地域社会に向けた取り組みにおきましては、地元銘柄肉や漁港直送の鮮魚、地元生産者が作った野菜・果物といった地元愛知県の商品の販売を強化しました。また、レジ袋収益金の一部を使用した寄付については、動物スポンサー認定において東山動植物園に引き続き、豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）にて「レッサーパンダ」が新たに認定されました。また、名古屋港水族館の法人サポーター参加についてもレジ袋収益金の一部を活用しております。さらに、ヤマナカグループが特別協賛する「さわやか健康リレーマラソン」と「ちびっ子健康マラソン大会」があいち健康の森公園で開催され、運動イベントを通じた地域社会貢献活動を実施しました。

環境施策については、太陽光パネルの活用や店舗の改装などを機に冷凍ケースや空調の更新によるCO₂排出量の削減、プラスチック製資材の使用量削減、食品リサイクルへの取り組みなど、地球環境に配慮した取り組みを継続しております。

リスクへの対応については、お客様と従業員の命を守ることを徹底するため、大規模災害への対応としてBCP策定プロジェクトを立ち上げ、専門家を招いてセミナーを開催しました。また、社内外からの不正アクセスを24時間モニタリングするサービスを導入するなどサイバー攻撃や不正アクセスなどへのセキュリティ強化にも取り組みました。

以上のような施策の実践により、当連結会計年度における経営成績は、売上高に営業収入を加えた営業収益は845億5百万円（前期比1.8%減）となりました。利益面においては、粗利益高の減少により、営業利益は5億85百万円（前期比27.2%減）、経常利益は7億30百万円（前期比24.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億96百万円（前期比37.1%減）となりました。

なお、セグメント別の実績については、当社グループは「小売事業及び小売周辺事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、18億1百万円であります。

その主なものとして、フランテロゼ白壁の建替投資、西枇杷島店、高横須賀店など既存店活性化のための改装投資、QR/バーコード決済導入などのシステム投資などを行いました。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く状況は、物価上昇や実質賃金の減少に伴う節約志向の高まりによる消費低迷や、ディスカウントストアやネット通販など業種・業態を越えた販売競争や他エリアからの同業の進出による競争激化、原材料価格や光熱費の高騰によるコスト上昇、人手不足や最低賃金の上昇による人件費の増加、金利上昇など経営環境は厳しさを増しております。

当社グループは、このような経営環境の激変と厳しさを克服するため、中期3か年計画の「戦略3本柱」である①既存ビジネスモデルの進化、②経営効率の向上、③イノベーションの創造に引き続き取り組み、持続的成長を確かなものにしてまいります。

既存ビジネスモデルの進化では、「勝ちパターンの横展開と経営資本の傾斜配分」として、フランテロゼ3店舗（覚王山、八事、白壁）を東海地方で唯一無二の店舗となるべくフランテロゼコンセプトの磨き上げを行います。また、フランテ店舗は、フランテブランドの向上と収益拡大を図ります。また、ヤマナカ店舗も加えて「ヤマナカならでは商品」の販売拡大による差別化の推進、大型改装や最新フォーマットへの既存店の計画的改装と計画の実効性を高めることを推進します。また、お客様目線での価値ある商品を「重点商品」として拡販する取り組みを推進します。

経営効率の向上では「経営資本の配分見直し」として、既存店の収益改善を推進します。また、店舗における最新設備や什器の導入による業務・作業の効率化・簡素化や本部における新たなシステム導入・更改及びデジタル化によるペーパーレスや労働生産性の向上に努めます。また、従業員の能力向上のための教育・研修体制の整備も同時に推進します。

さらに従業員の働く環境の整備に向けて、役職定年の廃止、介護・看護休暇制度の改善を実行し、また定年延長や役職手当の見直し、評価・処遇制度や表彰制度の見直しを進めていきます。

イノベーションの創造では、「新たなチャレンジ」として、ヤマナカアプリを活用したデータマーケティングによる商品・サービスの差別化、DXやAIの活用による新たなお客様価値の創造やEC市場への再挑戦を行います。また、デジタル人材の採用・育成に取り組んでまいります。

ガバナンスの強化においては、監査等委員会設置会社への移行を実施し、取締役会の監督機能を強化して、コーポレートガバナンスの強化と企業価値の向上を目指します。また、執行役員を3名増員して、責任体制の明確化と業務執行の実効性を高めてまいります。

また、当社グループが推進してきた「健康経営」に加え、「健康」と「Well-being=心身ともに社会的に豊かな生活、多面的な幸福」づくりに取り組んでまいります。従業員一人一人が生き生きと働き、健康で楽しく仕事ができる職場環境づくりに加え、従業員とお客様に対して「食」に加えて「幅広い面からの健康」に結びつく活動を当社グループ全体で実施、支援してまいります。また、「健康寿命」の延伸に貢献できる会社を目指します。

また、当社グループ全体で「サステナビリティ経営」を推進します。地球環境・地域環境保全の取り組みや地域のお客様とともに発展するための社会貢献活動に積極的に取り組

みます。

また、「お客様と従業員の命を守る」ことを根幹にした安全配慮施策の実施、大規模災害・感染症・食中毒・事故の対策、労働災害の撲滅、サイバー攻撃・不正アクセスへの対応など多様化したリスクへの対応を推進します。さらに、個人情報や会社情報のセキュリティ強化についても推進します。

また、社会から信頼される企業グループとして法令・社会規範の遵守と積極的な情報公開を推進します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	期別	第 65 期	第 66 期	第 67 期	第 68 期
		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	(当連結会計年度) 2025年3月期
営業収益 (百万円)		96,382	86,657	86,088	84,505
経常利益 (百万円)		1,220	173	966	730
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)		721	△656	471	296
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)		37円66銭	△34円19銭	24円61銭	15円59銭
総資産 (百万円)		40,370	39,565	40,759	41,827
純資産 (百万円)		16,928	16,109	17,299	17,401
1株当たり純資産額		883円55銭	836円73銭	910円98銭	913円85銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

2. 第66期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第66期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

【ご参考】

■ 営業収益(売上高+営業収入)



■ 営業利益



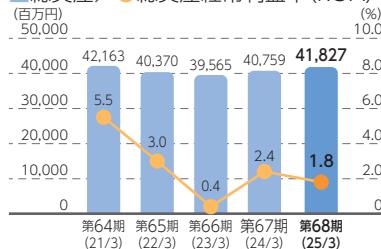
■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 総資産 / ● 総資産経常利益率 (ROA)



■ 純資産 / ● 自己資本当期純利益率 (ROE)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
プレミアムサポート株式会社	30	100.0	店舗・設備等の管理メンテナン スおよびスポーツクラブの運営
サンデイリー株式会社	31	100.0	日配品・米飯類の製造・販売 および店舗等の賃貸

(7) 主要な事業内容

当社グループは、食品スーパーマーケット事業を中核とする小売事業およびそれに附帯する小売周辺事業を営んでおります。

(8) 主要な事業所

①当 社

本 社 名古屋市中村区
 物 流 セ ン タ ー 大府東海物流センター（愛知県東海市）
 生 鮮 加 工 セ ン タ ー しおなぎ生鮮センター（名古屋市港区）
 店 舗 60店舗

所在地	店 舗 名	店舗数
愛知県	フランテロゼ八事・フランテロゼ覚王山・フランテロゼ白壁・富士見台フランテ 極 楽 フ ラ ン テ ・ 四 軒 家 フ ラ ン テ ・ 勝 川 フ ラ ン テ ・ 八 田 フ ラ ン テ 館 白 土 フ ラ ン テ 館 ・ 一 宮 フ ラ ン テ 館 ・ 安 城 フ ラ ン テ 館 ・ 豊 橋 フ ラ ン テ 館 汐 田 フ ラ ン テ 館 ・ 赤 岩 フ ラ ン テ 館 ・ ア ル テ 岡 崎 北 ・ ア ル テ 新 舞 子 新 中 島 店 ・ 太 平 通 店 ・ ア ス テ イ 店 ・ 稲 葉 地 店 大 曾 根 店 ・ 小 田 井 店 ・ 柴 田 店 ・ 清 水 店 庄 内 通 店 ・ 滝 ノ 水 店 ・ つ る ま い 店 ・ 則 武 店 日 比 野 店 ・ 松 原 店 ・ 瑞 穂 店 ・ み な と 当 知 店 安 田 店 ・ 西 枇 杷 島 店 ・ 神 守 店 ・ パ デ ィ ー 店 追 進 店 ・ 味 美 店 ・ 烏 居 松 店 ・ 共 栄 店 東 海 店 ・ 高 横 須 賀 店 ・ 大 府 店 ・ 粕 谷 台 店 知 多 店 ・ 常 滑 青 海 店 ・ 豊 田 陣 中 店 ・ 高 浜 店 新 安 城 店 ・ 西 尾 下 町 店 ・ 西 尾 寄 住 店 ・ 形 原 店 御 油 店 ・ 西 羽 田 店 ・ 二 川 店 ・ 田 原 店 アイビー長久手店	57店舗
三重県	アルテ津新町	1店舗
岐阜県	多治見フランテ・忠節フランテ館	2店舗



ヤマナカ



フランテロゼ白壁

②主要な子会社

会 社 名	本 社
プ レ ミ ア ム サ ポ ー ト 株 式 会 社	名 古 屋 市 緑 区
サ ン デ イ リ ー 株 式 会 社	愛 知 県 安 城 市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
820名 (2,313名)	21名減 (84名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
745名 (2,076名)	19名減 (87名減)	46.3歳	22.2年

(注) 1. 従業員数には、関係会社等への出向者 (10名) および臨時雇用者を含んでおりません。
2. 従業員数は就業人員であり、パート社員等の数は () に年間の平均雇用人員を8時間換算により外書で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	4,317
株式会社三井住友銀行	2,217
株式会社みずほ銀行	1,440
株式会社名古屋銀行	810
株式会社あいち銀行	492

(注) 上記借入金残高には、当連結会計年度末の下記社債残高が含まれております。

株式会社三菱UFJ銀行適格機関投資家限定無担保社債	1,080百万円
株式会社みずほ銀行保証付および適格機関投資家限定無担保社債	665百万円
株式会社名古屋銀行適格機関投資家限定無担保社債	300百万円

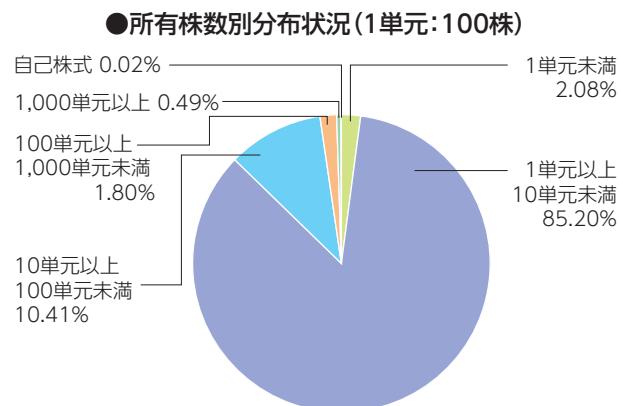
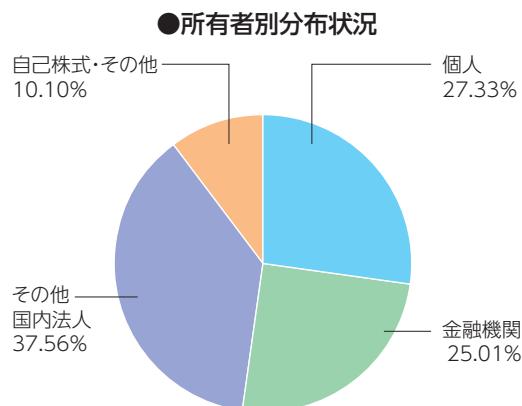
2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,425,218株 (自己株式1,342,354株を含む)
 (3) 株主数 6,492名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
ヤマナカ共栄会	2,674,431	14.01
株式会社なかの	2,127,260	11.14
株式会社三菱UFJ銀行	900,044	4.71
野村証券株式会社	716,200	3.75
セコム損害保険	599,294	3.14
株式会社みずほ銀行	592,434	3.10
三井住友信託銀行株式会社	514,800	2.69
株式会社名古屋銀行	459,294	2.40
ダイナパック株式会社	383,600	2.01
株式会社ビッグヴァン	360,000	1.88

- (注) 1. 当社は、自己株式1,342,354株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 2016年8月より当社の取締役（社外取締役を除きます）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT (=Board Benefit Trust))」を導入しております。なお自己株式には、株式給付信託（BBT）導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する40,700株を含んでおりません。

【ご参考】 株式分布状況



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月20日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	中野 義久	指名・報酬委員会委員
取締役 専務執行役員	大山 秀樹	指名・報酬委員会委員 本部長
取締役 専務執行役員	中野 雄介	副本部長
取締役	丹羽 真清	指名・報酬委員会委員長 一般社団法人食と農の生命科学研究会代表理事 公益財団法人日本ヘルスケア協会理事 一般社団法人日本アマニ協会理事 株式会社アグリガーデンスクール&アカデミー 取締役
常勤監査役	笹尾 清隆	
監査役	横井 陽子	指名・報酬委員会委員 栄監査法人代表社員 横井公認会計士事務所所長 株式会社ナ・デックス社外監査役
監査役	奥谷 浩之	奥谷公認会計士事務所代表 トヨタ車体株式会社社外監査役

- (注) 1. 中野雄介氏は、2024年6月12日開催の第67回定時株主総会において、新たに選任され、2024年6月12日付で就任いたしました。
2. 2024年6月12日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、小川達也氏および吉田雅樹氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
3. 笹尾清隆氏および奥谷浩之氏は、2024年6月12日開催の第67回定時株主総会において、新たに選任され、2024年6月12日付で就任いたしました。
4. 2024年6月12日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、福井久造氏および笠松栄治氏は監査役を辞任いたしました。
5. 取締役 丹羽真清氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 横井陽子氏および監査役 奥谷浩之氏は、社外監査役であります。
7. 取締役 丹羽真清氏、監査役 横井陽子氏および監査役 奥谷浩之氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
8. 監査役 横井陽子氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、監査役 奥谷浩之氏は公認会計士の資格を有しております。両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等をこれにより填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的に取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬および長期インセンティブ型報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」から構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、役位毎の職責に応じて定めることを基本としております。

短期業績連動報酬は、会社の業績達成度合いを反映した金銭報酬とし、各取締役の業績に対する貢献度・成果を每期評価して算出された額を一定の時期に支給することを基本とし、目標となる指標とその値は、中期3ヵ年計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。

業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」は、役位およびあらかじめ定められた中期3ヵ年計画に基づく業績指標の達成度等に応じて、各取締役に対して每期ポイントが付与され、退任時にポイント数に応じて株式を支給し、一定割合については金銭での支給としております。

なお、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、指名・報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

当社では、取締役の報酬配分を決定するに当たって、透明性・客観性を確保するために、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会に各取締役の業績評価と報酬額を答申する手続きを経た上で、取締役会の決議に基づき報酬額を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能させる観点から、各取締役の役位、職責等を勘案して決定しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(指名・報酬委員会)

当社は、取締役、監査役の指名、報酬に係る決定プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された委員で構成し、委員長は委員の中から取締役会の決議によって選定された社外取締役としております。

指名・報酬委員会の委員長は、委員の中から取締役会の決議によって選定しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、主に次の事項について審議をし、取締役会へ答申をしております。

- ・取締役、監査役候補者の選任または解任を行うにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・株主総会に付議する取締役、監査役候補者の選任または解任に関する事項
- ・代表取締役および役付取締役の選定または解職に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役候補者の選任または解任に関する事項
- ・取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続きに関する事項
- ・取締役の報酬に係る制度設計に関する事項
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項
- ・当社連結子会社の代表取締役の報酬等の内容に関する事項
- ・代表取締役社長等の後継者計画に関する事項
- ・その他、指名・報酬委員会が必要と認めた事項

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月15日開催の第48回定時株主総会において報酬限度額は年額170百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人相当額は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

上記報酬等の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度につきましては、2016年6月14日開催の第59回定時株主総会において、上記報酬等限度額とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2003年6月17日開催の第46回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	88	77	10	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	-	-	2
社外取締役	6	6	-	-	2
社外監査役	10	10	-	-	3

- (注) 1. 金銭報酬の業績連動報酬は、前連結会計年度の連結当期純利益の達成度等を業績指標としております。前連結会計年度の連結当期純利益は471百万円となりました。
2. 株式報酬の業績連動報酬は、当連結会計年度の連結売上高、連結営業利益、連結ROEの達成度等を業績指標としております。当連結会計年度の連結売上高は82,267百万円、連結営業利益は585百万円、連結ROEは1.7%となりました。なお、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」に基づき、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額はありません。
3. 上記には、2024年6月12日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役2名(うち社外取締役1名) および監査役2名(うち社外監査役1名) を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	丹 羽 真 清	一般社団法人食と農の生命科学研究会の代表理事、公益財団法人日本ヘルスケア協会の理事、一般社団法人日本アマニ協会の理事、株式会社アグリガーデンスクール&アカデミーの取締役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	横 井 陽 子	栄監査法人の代表社員、横井公認会計士事務所の所長、株式会社ナ・デックスの社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。
社外監査役	奥 谷 浩 之	奥谷公認会計士事務所の代表、トヨタ車体株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社とこれらの兼職先との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	丹 羽 真 清	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、会社経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜意見を述べております。また、取締役会の場において、食と健康の第一人者としての経験を活かし、鮮度管理や商品情報の伝え方などの提言を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、6回開催のすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために適宜意見を述べるなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	横 井 陽 子	取締役会は17回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。 同じく監査役会は14回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。また、2024年6月に当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に就任以降、指名・報酬委員会は3回開催され、そのすべてに出席し、公正で透明な委員会運営のために助言を行うなど、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会へ答申するにあたり重要な役割を果たしております。
社外監査役	奥 谷 浩 之	2024年6月に監査役に就任以降、取締役会は13回開催され、そのすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問するとともに意見を述べております。 同じく2024年6月に監査役に就任以降、監査役会は11回開催され、そのすべてに出席し、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬を2百万円支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の業務遂行状況および報酬見積り算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

業務の適正を確保するための体制の整備について、当社の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

当社グループは、企業理念を実現するために、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が法令および定款はもとより、社会規範・企業倫理を遵守した行動をとるために当社グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、周知徹底する。
- ②代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会は、社内規程および管理体制等の基盤整備に努めるとともに、当社グループにおけるコンプライアンスの教育・啓発を実施する。また、当社グループの内部通報制度としてコンプライアンス通報相談窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見に努める。
- ③社外取締役を選任することで、取締役の職務執行に対する監督・監視機能を維持・向上する。
- ④当社の内部監査室は、当社グループにおける内部統制システムの有効性をモニタリングして、適切かつ効果的に遂行されていることを検証する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、稟議書等取締役の職務の執行に係る重要文書や、職務執行・意思決定に係る情報については、法令および取締役会規程ならびにその他社内規程に基づき適切に保存・管理する。
- ②情報セキュリティに関する規程を整備し、それに基づき責任体制を明確化し、情報資産の安全性および信頼性を確保する。
- ③取締役の職務執行に係る情報は、取締役および監査役等から要求のあった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループのリスク管理に関する事項を統括する組織として代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、当社グループを取り巻くリスクの特定およびリスクの顕在化を防止するための手続きや体制ならびにリスクが顕在化した場合の対応方針や体制整備に関する重要事項を決定する。

- ②事業活動に伴う各種のリスクについては、各主管部署ならびに当社グループ各社のリスク責任者を中心に評価・対応を行い、当社グループ全般に係るリスクについてはリスク管理委員会で対応する。
- ③緊急事態に備えて早期復旧戦略と代替戦略を記載した事業継続計画（BCP）を策定し、重要業務の中断による業績・信用低下のリスク軽減を図る。また、事業継続計画は定期的に内容を見直すとともに定期的な訓練実施により周知を図る。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社は、取締役会を定期的開催し経営に係る重要事項の決定および相互に取締役の職務執行の監督を行う。
- ②当社は、執行役員制度を導入し取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および職務執行の効率化を推進する。
- ③執行役員および当社グループの業務執行責任者は、当社グループ中期経営計画および年度事業計画達成のため、それぞれの業務計画を策定し機動的に執行する。
- ④当社グループ各社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行に係る当社への報告に関する体制ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの総合的な事業の発展を図るため、各社の経営課題解決のための積極的支援など連結経営管理基盤を体系的に整備する。
- ②グループ会社に対して原則として取締役および監査役を派遣し、各社における職務の執行が法令および定款に適合するよう監督、監査する。
- ③グループ会社における経営の独立性を尊重しつつ、グループ会社の管理に関する規程に基づき、各社の営業成績、財務状況など重要な情報について当社への定期的な報告を求める。
- ④当社の内部監査室は、業務の適正性に関して当社およびグループ各社を定期的に監査し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査の結果については取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役より要請あるときはその求めに応じ、監査役の業務を補助する使用人として適切な人材を配置する。
- ②当該使用人は、他部署の使用人を兼務せずもっぱら監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③当該使用人の任命、異動、処遇については、監査役会の同意を得た上で決定する。

(7) 当社グループの取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①当社グループの取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を実施する。
- ②当社グループの取締役および使用人は、法令等の違反行為および当社グループの業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに当社監査役に報告する。
- ③当社グループ共通のコンプライアンス通報相談窓口で受け付けた重要情報については、事実確認した上で迅速に当社監査役に報告する。
- ④当社の内部監査室および総務チーム等は、定期的に当社監査役に当社グループにおける内部統制、コンプライアンス、リスク管理等の現況を報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社グループは、当社監査役へ報告を行った者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を周知するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除いて、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。
- ②監査役は効率的な監査を行うため、内部監査室と定期的に協議および意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。
- ③監査役は月1回監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換および協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務諸表等が適正に作成されるシステムおよび体制が有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

- ①当社グループは、「企業行動憲章」に基づき社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- ②これら反社会的勢力による不当要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用しております。

本年度の主な取り組み状況は以下のとおりであります。

《法令遵守体制》

- ・当社グループの普遍的な企業の価値観、存在意義を「企業理念」として定め、「企業行動憲章」を実践し、「顧客価値創造」の実現に向けて一丸となって取り組むことを、当社グループ全体に周知した。
- ・内部通報事案に対して事実確認・対応・再発防止を実施するとともに、重要事項については適宜、代表取締役社長および監査役に報告した。

《情報保存管理体制》

- ・株主総会議事録、取締役会議事録ならびに決裁稟議書等は、「文書取扱規程」に基づき所定場所にて管理し、業務の効率性を図った。
- ・サイバー攻撃や標的型攻撃メールに対する情報セキュリティ対策および教育を実施し、情報資産の保護を図った。

《損失危機管理体制》

- ・リスク管理委員会を年4回開催し、リスクマネジメントの適正化について協議を重ね、社内外に潜むリスクを把握し、リスクを起こさせない、もしくは最小化させるための対処方法を決定、可視化させました。引き続き適切なリスクに対応をすべく体制を整備してまいります。

＜効率性確保体制＞

- ・取締役会を17回（定例取締役会：13回、臨時取締役会：4回）開催し、経営方針・経営戦略など重要事項について意思決定した。
- ・会議の効率的な運営、議案の徹底した議論の実施、顧客価値創造実践の徹底・定着等を図るため、ウィークリーミーティングを隔週1回開催することにより、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図った。
- ・取締役会は取締役の職務執行を監督するため、各取締役から月度の業務執行状況に関して報告を受け、その内容を取締役会議事録に記録した。
- ・取締役会は、主要な組織に執行役員を配置し、迅速かつ適切な経営判断を実施した。

＜企業集団内部統制＞

- ・取締役会は、グループ各社の月次業績について報告を受けるとともに、当社グループの経営目標と進捗状況、経営課題およびその対策について審議し意思決定した。
- ・内部監査室は、グループ各社に対して全社的な内部統制に基づく評価を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告した。
- ・リスク管理委員会において連結子会社各社社長が参加し、課題共有・意見交換実施と各社リスクの特定・対応・評価報告を実施した。

＜財務報告内部統制＞

- ・取締役会は、本年度内部統制活動の事業拠点および業務プロセスの評価範囲について決議し、それに基づき整備評価および運用評価を実施した。

＜監査役監査の実効性確保体制＞

- ・監査役会を14回開催し、監査実施状況について情報交換および協議した。
- ・監査役会は、四半期毎に会計監査人と会計監査に関する意見交換を実施した。
- ・監査役は、代表取締役社長および業務執行責任者と定期的な意見交換を実施した。
- ・監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席した。
- ・監査役は、専任の監査役スタッフ1名を継続して配置し、監査役監査の実効性向上と監査職務の円滑遂行を図った。
- ・監査役は、内部監査室から内部監査計画その他モニタリングの実践計画およびその実施状況について、適時かつ適切な報告を受けた。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,603	流 動 負 債	12,822
現金及び預金	4,269	買掛金	4,589
売掛金	1,579	短期借入金	200
商品及び製品	2,657	一年内償還予定社債	607
仕掛品	0	一年内返済予定長期借入金	2,409
原材料及び貯蔵品	42	未払金	1,883
未収還付法人税等	7	未払費用	1,028
その他の貸倒引当金	1,046	未払法人税等	136
	△0	賞与引当金	231
固 定 資 産	32,201	契約負債	1,403
有 形 固 定 資 産	22,160	資産除去債務	25
建物及び構築物	7,713	その他の負債	309
機械装置及び車両運搬具	512	固 定 負 債	11,603
器具及び備品	542	社債	1,438
土地	13,103	長期借入金	6,214
リース資産	287	リース債務	240
建設仮勘定	2	預り保証金	796
無 形 固 定 資 産	641	繰延税金負債	899
借地権	216	役員株式給付引当金	48
ソフトウェア	335	資産除去債務	1,864
その他の資産	89	その他の負債	101
投 資 其 他 の 資 産	9,399	負 債 合 計	24,425
投資有価証券	3,539	(純 資 産 の 部)	
差入保証金	4,044	株 主 資 本	15,362
繰延税金資産	25	資本金	4,220
退職給付に係る資産	1,525	資本剰余金	6,538
その他の貸倒引当金	306	利益剰余金	6,643
	△42	自己株式	△2,039
繰 延 資 産	22	その他の包括利益累計額	2,039
社債発行費	22	その他有価証券評価差額金	1,452
		退職給付に係る調整累計額	587
資 産 合 計	41,827	純 資 産 合 計	17,401
		負債・純資産合計	41,827

連結損益計算書

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売	上		82,267
売	上		58,259
営	業		24,007
営	業		2,238
販	売		26,245
費	及		25,660
営	業		585
営	業		585
受	取	90	
持	分	8	
情	報	63	
そ	の	85	247
営	業		
支	社	69	
支	社	8	
支	社	10	
そ	の	14	102
経	常		730
特	別		730
特	別		730
投	資	285	285
固	定	37	
減	損	306	344
税	金		670
法	人	194	
法	人	179	374
当	期		296
親	会		296
社	株		296
主	に		296
帰	属		296
す	る		296
当	期		296
純	利		296
益			296

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,220	6,538	6,537	△2,074	15,222
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△190	-	△190
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	296	-	296
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	0	0
株 式 給 付 信 託 に 対 する 自 己 株 式 の 処 分	-	-	△0	34	34
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	105	34	140
当 期 末 残 高	4,220	6,538	6,643	△2,039	15,362

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,496	581	2,077	17,299
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△190
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	-	296
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	0
株 式 給 付 信 託 に 対 する 自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	34
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△43	5	△38	△38
当 期 変 動 額 合 計	△43	5	△38	102
当 期 末 残 高	1,452	587	2,039	17,401

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、プレミアムサポート株式会社、サンデイリー株式会社の2社となっております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社は、新安城商業開発株式会社の1社となっております。なお、アステイ開発株式会社は小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用から除いております。

(3) 連結子会社の期末決算日等に関する事項

すべての連結子会社の決算末日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として売価還元法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）は定額法。その他の資産は定率法。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物

8年～39年

器具及び備品

5年～10年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
③引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
④収益及び費用の計上基準	
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点	(収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。
商品の販売に係る収益認識	当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。販売における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。 なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
当社が運営するポイント制度に係る収益認識	当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。
サービスに係る収益認識	サービスに係る収益には、主に連結子会社が営む設備メンテナンスやスポーツクラブ事業の会費などが含まれております。これらの収益のうち、一定期間にわたって履行義務が充足される役務による収益については、主に日常的又は反復的なサービスであり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、一時点で充足される履行義務として役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。サービスの提供における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- ⑤退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

当連結会計年度	
減損損失	306
有形固定資産	22,160

有形固定資産のうち、22,077百万円はスーパーマーケット事業の計上額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①減損損失の金額の算出方法

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗又は工場、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、備忘価額をもって評価しております。正味売却価額は、鑑定評価額もしくは一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

新規出店店舗などの合理的な事業計画の策定にあたっては、店舗ごとの平均客数・平均単価・粗利益率・店舗人員数、成長率等につき、仮定を含む見積りをを用いて策定されております。

また、将来キャッシュ・フローについては、過去のキャッシュ・フロー実績・経営環境・周辺環境等を考慮して見積もっております。

なお、予め合理的な事業計画が策定されている新規出店店舗などにつき、当初事業計画に比し実績値が著しく下方乖離するなど減損の兆候を識別し、新たに合理的な事業計画を策定した場合には、当該変更後の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積もっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記仮定を含む見積りは、将来の不確実な市場動向等によって、影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に新たな減損の兆候の判定及び認識が生じる可能性があります。同期間における連結計算書類において、固定資産の減損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額506百万円を変更前の資産除去債務残高に追加しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は144百万円減少しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	定期預金	63百万円
	建物及び構築物	399百万円
	土地	3,862百万円
	計	4,325百万円

②担保に係る債務	一年内償還予定社債 (銀行保証付無担保社債)	100百万円
	一年内返済予定長期借入金	200百万円
	社債(銀行保証付無担保社債)	500百万円
	長期借入金	1,450百万円
	預り保証金	63百万円
	計	2,313百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 29,518百万円

(3) 保証債務

連結子会社以外の関連会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

新城商業開発株式会社 85百万円

(4) 偶発債務

既存店舗の賃料契約更新において、それまでの賃貸人との賃料増額調停が不成立に終わり、2023年6月15日付で賃料増額請求の訴訟を提起されました。

当該訴訟の過程で、当連結会計年度において、賃貸人との和解に向けた弁護士との協議を開始しております。

これにより、当連結会計年度の販売費及び一般管理費が15百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

なお、当社及び賃貸人の双方が主張する賃料の差額は、当連結会計年度末において2百万円であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地、建物等	愛知県 16物件	298
		岐阜県 2物件	
賃貸物件	建物等	三重県 1物件	7
遊休資産	土地	岐阜県 1物件	1

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗又は工場、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、備忘価額をもって評価しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 20,425,218株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,435,099	—	52,045	1,383,054

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (B B T)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当連結会計年度期首92,700株、当連結会計年度末40,700株) が含まれております。

2. 変動事由の概要

単元未満株式の売却による減少

45株

株式報酬制度としての自己株式の処分による減少

52,000株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月12日 定時株主総会	普通株式	95	5.00	2024年3月20日	2024年6月13日
2024年10月28日 取締役会	普通株式	95	5.00	2024年9月20日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年6月12日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 2024年10月28日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月11日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

1. 配当金の総額 95百万円

2. 1株当たり配当額 5.00円

3. 基準日 2025年3月20日

4. 効力発生日 2025年6月12日

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

2. 配当金の総額は、当社の配当予定金額の総額であります。

3. 配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金調達は、グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、店舗開設等のための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入や社債発行又はリース取引により調達しております。

また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されております。

賃貸物件において預託している差入保証金は取引先企業等の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金、社債及びリース債務は、主に店舗の設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は概ね5年以内であります。

預り保証金は、主として当社店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

③金融商品に係るリスクの管理体制

・信用リスクの管理

売掛金や差入保証金については、取引先の状況をモニタリングし、回収懸念を早期に把握する体制をとっております。また、貸倒引当金計上基準に従い、回収可能性を吟味して、必要な貸倒引当金を計上しております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

グループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図るとともに、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額のない場合には、合理的に算定された金額が含まれております。金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券			
其他有価証券	2,782	2,782	－
② 差入保証金（一年内回収予定のものを含む）	4,113	3,650	△463
貸倒引当金(※2)	△11	△11	－
資 産 計	6,884	6,421	△463
① 社債（一年内償還予定含む）	2,045	1,953	△91
② 長期借入金（一年内返済予定含む）	8,624	8,286	△337
③ リース債務（一年内返済予定のものを含む）	376	373	△3
④ 預り保証金（一年内返済予定のものを含む）	802	725	△76
負 債 計	11,848	11,339	△509

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 以下の金融商品は、市場価格がないことから、「①投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	25
非連結子会社及び関連会社株式	731

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,269	—	—	—
売掛金	1,579	—	—	—
差入保証金	68	1,910	597	1,536

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の償還予定額

(単位：百万円)

区 分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	607	482	482	142	142	190
長期借入金	2,409	2,149	1,516	1,051	609	887
リース債務	136	111	82	36	8	1

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	2,782	—	—	2,782
差入保証金	—	848	—	848
資産合計	2,782	848	—	3,631

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	2,801	—	2,801
資産合計	—	2,801	—	2,801
社債 (1年内償還予定を含む)	—	1,953	—	1,953
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	8,286	—	8,286
リース債務	—	373	—	373
預り保証金	—	725	—	725
負債合計	—	11,339	—	11,339

(注)時価の算定を用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価の算定は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債（1年内償還予定を含む）、長期借入金（1年内返済予定を含む）、リース債務

これらの時価の算定方法は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しておりレベル2の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価の算定は、返還予定時期ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識関係

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、小売事業及び小売周辺事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度	
売上高	
生鮮食料品	54,391
グローサリー	24,298
リビング・衣料品	3,462
その他	113
小計	82,267
営業収入	1,194
顧客との契約から生じる収益	83,461
その他の営業収入	1,043
合計	84,505

- (注) 1. 売上高のその他は、連結子会社が営む設備等の管理メンテナンス事業の売上等であります。
 2. 営業収入は、消化仕入に係る収益、連結子会社の運営するスポーツクラブ事業の入会金・会費収入等であります。
 3. その他の営業収入は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる小売事業に附帯する不動産賃貸収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

当連結会計年度		
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,381	1,579
契約負債	1,457	1,403

(注) 当連結会計年度において認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は1,153百万円です。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 913円85銭
 (2) 1株当たり当期純利益 15円59銭

貸借対照表

(2025年3月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	9,414	流 動 負 債	12,291
現金及び預金	4,026	買掛金	4,522
売掛金	1,559	一年内償還予定社債	607
貯蓄	2,643	一年内返済予定長期借入金	2,354
未収金	15	未払金	1,846
関係会社短期貸付	814	未払費用	948
倒引当金	121	未払法人税等	134
固定資産	234	預り金	60
有形固定資産	△0	与引当金	213
建物	29,963	契約負債	1,389
構築物	20,910	資産除去債	25
機械及び運搬器具	7,021	その他負債	187
車両及び備品	196	固 定 負 債	11,084
土器及び備品	374	社長期借入金	1,438
建設資産	0	長期借入金	5,985
無形固定資産	538	預り保証金	173
ソフトウェア	12,569	繰延税金負債	896
その他の資産	208	役員株式給付引当金	636
投資有価証券	0	資産除去債	48
関係会社長期積立金	629	その他負債	1,806
関係会社長期積立金	207	負 債 合 計	23,376
関係会社長期積立金	332	(純資産の部)	
関係会社長期積立金	88	株 主 資 本	14,572
関係会社長期積立金	8,423	資本	4,220
関係会社長期積立金	2,808	資本剰余金	5,766
関係会社長期積立金	532	資本準備金	5,766
関係会社長期積立金	228	利益剰余金	5,598
関係会社長期積立金	137	利益準備金	570
関係会社長期積立金	3,916	その他利益剰余金	5,028
関係会社長期積立金	128	固定資産圧縮積立金	481
関係会社長期積立金	680	別途積立金	960
関係会社長期積立金	33	繰越利益剰余金	3,586
関係会社長期積立金	△42	自 己 株 式	△1,013
関係会社長期積立金	22	評価・換算差額等	1,452
関係会社長期積立金	22	その他有価証券評価差額金	1,452
資 産 合 計	39,400	純 資 産 合 計	16,024
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,400

損 益 計 算 書

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	82,153
売上原価	58,258
営業総利益	23,894
営業収入	1,476
営業総利益	25,371
販売費及び一般管理費	24,838
営業利益	532
受取利息及び配当金	92
情報提供料収入	63
その他	83
営業外費用	238
支払利息	65
社債発行費	8
支払保証料	10
その他	13
経常利益	98
特別利益	673
投資有価証券売却益	285
特別損失	285
固定資産除却損失	34
減損損失	228
税引前当期純利益	262
法人税、住民税及び事業税	189
法人税等調整額	184
当期純利益	374
	321

株主資本等変動計算書

(2024年3月21日から
2025年3月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,220	5,766	5,766	570	499	960	3,438	5,468
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△190	△190
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	△18	—	18	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	321	321
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	—	—
株式給付信託に対する自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△18	—	148	130
当 期 末 残 高	4,220	5,766	5,766	570	481	960	3,586	5,598

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,048	14,407	1,496	1,496	15,903
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△190	—	—	△190
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	321	—	—	321
自 己 株 式 の 処 分	0	0	—	—	0
株 式 給 付 信 託 に 対 す る 自 己 株 式 の 処 分	34	34	—	—	34
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	△43	△43	△43
当 期 変 動 額 合 計	34	165	△43	△43	121
当 期 末 残 高	△1,013	14,572	1,452	1,452	16,024

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

売価還元法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、生鮮加工センター等の商品は、最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物 (建物附属設備を除く) は定額法

(リース資産を除く)

その他の資産は定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数

建物

8年～39年

器具及び備品

5年～10年

無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員及びパート社員の賞与の支払に充てるために、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>ただし、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。</p>
役員株式給付引当金	<p>役員株式給付規程に基づく役員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。</p>

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品の販売に係る収益認識	<p>当社の顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。販売における対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。</p> <p>なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。</p>
当社が運営するポイント制度に係る収益認識	<p>当社が運営するポイント制度に係る収益は、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。</p>

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
減損損失	228
有形固定資産	20,910

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「注記事項（重要な会計上の見積り）（固定資産の減損）」に記載した内容と同一であります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額506百万円を変更前の資産除去債務残高に追加しております。

この結果、当事業年度の税引前当期純利益は144百万円減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	定期預金	63百万円
	建物及び構築物	399百万円
	土地	3,862百万円
	計	4,325百万円
②担保に係る債務	一年内償還予定社債 (銀行保証付無担保社債)	100百万円
	一年内返済予定長期借入金	200百万円
	社債 (銀行保証付無担保社債)	500百万円
	長期借入金	1,450百万円
	預り保証金	63百万円
	計	2,313百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,280百万円

(3) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

新安城商業開発株式会社 (借入金) 85百万円

(4) 偶発債務

既存店舗の賃料契約更新において、それまでの賃貸人との賃料増額調停が不成立に終わり、2023年6月15日付で賃料増額請求の訴訟を提起されました。

当該訴訟の過程で、当事業年度において、賃貸人との和解に向けた弁護士との協議を開始しております。

これにより、当事業年度の販売費及び一般管理費が15百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額減少しております。

なお、当社及び賃貸人の双方が主張する賃料の差額は、当事業年度末において2百万円であります。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	16百万円
②長期金銭債権	213百万円
③短期金銭債務	240百万円
④長期金銭債務	187百万円

(6) 取締役・監査役に対する金銭債務

①短期金銭債務	－百万円
②長期金銭債務	100百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他の営業収入 143百万円

仕入高 2,221百万円

販売費及び一般管理費 746百万円

営業取引以外の取引による取引高 12百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地、建物等	愛知県 15物件	219
		岐阜県 2物件	
賃貸物件	建物等	三重県 1物件	7
遊休資産	土地	岐阜県 1物件	1

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としたグルーピングを行っております。

賃貸物件、遊休資産についても個々の資産単位を1グループとしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗、賃貸物件及び市場価額が帳簿価額より下落している遊休資産については、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額で算定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため、具体的な割引率の算定は行わず、備忘価額をもって評価しております。正味売却価額は、鑑定評価額もしくは一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を基礎として合理的に算定された金額から処分見込費用を控除して算定しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,435,099	—	52,045	1,383,054

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、「株式給付信託 (B B T)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当事業年度期首92,700株、当事業年度末40,700株) が含まれております。
2. 変動事由の概要
- | | |
|------------------------|---------|
| 単元未満株式の売却による減少 | 45株 |
| 株式報酬制度としての自己株式の処分による減少 | 52,000株 |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	65百万円
契約負債	31百万円
未払事業税	27百万円
未払事業所税	21百万円
減損損失	1,164百万円
資産除去債務	560百万円
ソフトウェア	24百万円
耐用年数短縮による償却超過	147百万円
その他	267百万円
繰延税金資産小計	2,310百万円
評価性引当額	△1,694百万円
繰延税金資産合計	616百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△211百万円
その他有価証券評価差額金	△640百万円
前払年金費用	△208百万円
その他	△192百万円
繰延税金負債合計	△1,252百万円
繰延税金資産との相殺額	616百万円
繰延税金負債の純額	△636百万円

決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律13）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い当社において、2027年3月21日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が変更となります。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金負債の金額が25百万円及び法人税等調整額（借方）が6百万円増加し、その他有価証券評価差額金（貸方）が18百万円減少します。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	サンデイリー株式会社	(所有)直接100.0%(被所有)―	当社商品の製造店舗等の賃貸資金の貸借	資金の回収利息の受取	600	関係会社短期貸付金	121

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
貸付に関する金利については、市場金利に基づき決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 841円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円89銭 |

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月3日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 貴 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2024年3月21日から2025年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマナカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月3日

株式会社 ヤマナカ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 貴 俊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマナカの2024年3月21日から2025年3月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月21日から2025年3月20日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月7日

株式会社ヤマナカ 監査役会
常勤監査役 笹尾清隆 ㊞
監査役（社外監査役） 横井陽子 ㊞
監査役（社外監査役） 奥谷浩之 ㊞

以上

トピックス

TOPICS 01 「フランテ ロゼ 白壁」 移転リフレッシュオープン

2001年にオープンし、これまで多くのお客様にご愛顧いただいていた「白壁フランテ」は、2023年10月に「フランテ」からさらに高付加価値商品を揃えた「フランテ ロゼ」へバージョンアップいたしました。

この度2025年3月5日には一層魅力ある商品を取り揃え、スケールアップ&移転リフレッシュオープンいたしました。

生の果物を使用して店内で製造したスイーツや、素材にこだわった惣菜など初登場となる商品、また「マンガリツァ豚」や「オーガニックはまち」など厳選した原料を使用した商品など、バイヤーがこだわりぬいた上質な商品を取り揃えています。



TOPICS 02 管理栄養士・栄養士監修のお弁当の販売

ヤマナカでは2023年より「管理栄養士・栄養士プロジェクト」として、社内の管理栄養士・栄養士の資格を持つ従業員が監修した弁当のメニュー開発・販売を実施しています。

2024年度はヤマナカと関連会社のプレミアムサポートに在籍する4名の管理栄養士・栄養士が開発した弁当として「野菜を食べる豆腐ハンバーグ弁当」と「十八穀ご飯と大豆ミートハンバーグの野菜ロコモコ」を販売しました。

今後も食事による健康維持に配慮したメニュー提案に取り組んでまいります。



TOPICS 03 コード決済の導入

2024年11月に、ヤマナカ全店においてコード決済の利用をスタートしました。

コード決済市場の拡大やお客様からの要望が増加していることを受け導入いたしました。新規顧客の取り込みやレジでの時間短縮等による生産性の向上につながっております。



TOPICS 04 「のんほいパーク 動物スポンサー」締結、 「名古屋港水族館法人サポーター」登録

ヤマナカではこれまで名古屋市東山総合公園と「ツシヤママネコ」[コアラ]を対象に「東山動植物園 動物スポンサー協定」を締結しておりました。

それに加え、2024年より豊橋市の豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）より、「レッサーパンダ」の動物スポンサーとして認定されました。

また、同年度には名古屋港水族館の法人サポーターとして登録いたしました。

なお、スポンサー料には有料レジ袋販売に伴う収益金の一部を使用しております。

ヤマナカは、今後も地域の皆様から信頼され、地域とともに発展する企業グループとして、また、さまざまな取り組みを通じて地球環境にもやさしい企業グループを目指します。



TOPICS 05 各種イベントの開催・協賛

ヤマナカでは社会貢献活動の一環として、各種イベントの開催・協賛を実施しています。

2024年には6月に開催されたチャリティーウォーキングイベント「WFPウォーク・ザ・ワールド名古屋」、11月に開催された「第11回さわやか健康リレーマラソンin あいち健康の森公園」へ協賛いたしました。

また、2025年1月には33回目となる「ヤマナカ・S&B杯ちびっ子健康マラソン大会」を開催いたしました。



TOPICS 06 接客・接遇コンテストの開催

2024年9月には、ヤマナカの接客力向上を目的として、「第1回接客・接遇コンテスト」を開催いたしました。

従来実施していたレジ登録の審査に加え、店内放送、包装・ラッピングなど、店内での様々なお客様対応の要素を新たに組み込み、店舗全体での接客・接遇の向上を図りました。



株主メモ

株主メモ

事業年度	毎年3月21日から翌年3月20日まで
定時株主総会	毎年6月(ただし20日までに開催)
基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月20日
	期末配当金 毎年3月20日
	中間配当金 毎年9月20日
上場証券取引所	名古屋証券取引所 メイン市場 (証券コード8190)
単元株式数	100株
公告方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.super-yamanaka.co.jp
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。	

第68回定時株主総会決議ご通知につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.super-yamanaka.co.jp>) に掲載させていただき、書面の送付は行わないことといたしますので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

ホームページのご案内

<https://www.super-yamanaka.co.jp/>

お客様、お取引先、当社グループの従業員、学生やパート・アルバイトの採用希望者、投資家など、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して、当社の取り組みを分かりやすく伝えることができ、見やすく、便利なホームページとなっておりますので、ご覧ください。



株価と出来高の推移

